

検べること。

(八) 腎疾患遺存(殊に尿蛋白)及結核性疾患の悪化等に注意すること。

(二) 過長授乳は子宮萎縮を來す惧大なるを以て之を避くる様指導すること。

昭和十八年度妊娠婦保健指導及保

護に關する件通牒

(昭和十八年四月二十日  
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日厚生次官より別途依命通牒相

成候處之が實施の經費中左記に依り國庫補助可相成候に付四月末迄に國庫補助申請書提出相成度

記

一、本國庫補助金は左の區分に依り交付相成べきこと。

(一) 事務費

(イ) 妊産婦手帳作成及妊娠届出用紙等印刷費

圓

一人當平均三錢

人分

(ロ) 道府縣事務費

圓

協議會費、講演、講演會費、旅費、雜費

圓

二

費、印刷費等に充用するものとす。

(ハ) 市町村事務費

圓

市町村に於ける打合會費、印刷費、雜費等に使用せしむる爲道府縣より市町村に補助するものとす市及六大都市の區一〇〇圓、町六〇圓、村四〇圓の平均に依る。

(二) 事業費

(イ) 健康診察費

圓

棄報

生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對する診察費に充用するものとす。

五、本補助金は七月中に二分の一額を翌年一月中に残額を配賦の見込なること。

六、翌年度五月三十一日迄に事業報告書(妊娠婦保健指導及保護の概況を記載し別紙第二號様式の妊娠届出並に出産状況調を添附すること)六月三十日迄に妊娠婦保健指導及保護費國庫補助精算書(第三號様式)を夫々提出すること。

七、本補助金の外尙道府縣及市町村に於ても可成妊娠婦保健指導及保護の爲左の如き費用を支出し效果を擧ぐる様努むること。

(イ) 妊産婦の保健及保護に關する知識啓發費(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

厚生省人口局の昭和十八年度乳幼兒體力向上指導要綱の決定

國民體力法に基き昭和十七年度以降實施するに到つた乳幼兒體力向上指導に關する方策の昭和十八年度に於ける實施方については、時局下その一層の強化徹底を要望せられてゐたが、厚生省人口局に於いて最近之が實施要綱の決定を見、昭和十八年四月二十一日付次官通牒を以つて各地方長官宛通告せられるに到つた。右決定要綱その他附帶文書等を擧ぐれば以下の

如くである。

## 昭和十八年度乳幼兒體力向上指導要綱

### 第一 體力検査に關する事項

#### (一) 體力検査の方針に關する事項

乳幼兒體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依り之を行ふものとす。

#### (二) 體力検査を受くべき者の範圍に關する事項

一、昭和十八年度に於て體力検査を受くべき者は左の三年齢該當者(以下被管理者と稱す)とす

##### 1 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十六年年度出生兒と稱す)

##### 2 昭和十七年四月一日より昭和十八年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十七年年度出生兒と稱す)

##### 3 昭和十八年四月一日以後に出生したる者(以下昭和十八年年度出生兒と稱す)

二、體力検査を受くべき者の親權者、後見人又は後見人の職務を行ふ者は國民體力法第四條第一項の規定に依り被管理者に體力検査を受けしむべき義務を負ふものとす

### 三 市町村長は出生届に依り又は隣組、町内會、部落會、保健所、巡回指導婦、母性指導委員若は方面委員等の協力を依り検査實施期日前豫め第一項の被管理者の名簿を作製するものとす

#### (三) 體力検査施行者に關する事項

一、體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依

り地方長官に於て市町村長をして之を實施せしむるものとす

二、乳幼兒體力の検診、療養の指導及其の他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫に當るものとす

三、前項國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院其の他私立病院に勤務する醫師の中乳幼兒體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫に付之を委嘱又は任命するものとす尙大學、專門學校の教職員たる醫師を委嘱する様考慮すること

四、市町村長は必要に依じ巡回指導婦、保健婦、産婆、看護婦、教職員、母性補導委員、婦人團體員其の他適當なる者に付體力検査補助者を委嘱し身體計測、乳幼兒體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に從事せしむるものとす

### (四) 體力検査の施行に關する事項

#### 一、體力検査の時期及回數に關する事項

##### 1 體力検査は左の時期及回數に於て之を行ふものとす

##### イ 昭和十六年、同十七年度出生兒に付ては五月一日より七月三十一日迄の間に第一回

##### の検査を爲し第二回の検査は第一回検査を行ひ受けたる者の中栄養状態要注意者及疾病異常者に僅第一回の検査を行ひ上経過したる後八月一日より十月三十一日迄の間に之を行ふものとす

#### 二、體力検査の項目及検査方法に關する事項

1 體力検査は身體計測を行ひ栄養状態の良否を検査し適正なる栄養方法の指導を爲すと共に尙疾病異常の有無等に付検査し其の療養指導等に付適切なる注意及指導を爲すものとす

2 前項體力検査の方法は別冊「乳幼兒體力検査方法」乳幼兒體力検査票體力手帳記載方法」に依るものとす

3 體力管理醫の一人一日當検査人員は概ね五人とするものとす

三、體力検査の結果の記入及體力手帳の取扱に關する事項

ロ 昭和十八年度出生兒に付ては原則として生後四ヶ月迄に一回検査を爲し、更に生後七ヶ月以後に於て一回之を行ふものとする

メ 時期回數は適當に定むることを得るものとす

乳幼児體力検査票を作成すると共に其の結果

を體力手帳に記入するものとす

2 體力手帳は乳幼児の初めて體力検査を受けたるとき之を保護者に交付するものとす

3 體力手帳は男子に在りては年齢二十六年迄、女子に在りては年齢二十年迄、乳幼児體力検査票は五年間之を保存するを要するものとす

(五) 體力検査の實施計畫及結果報告に關する事項

1 地方長官は前各項の體力検査實施計畫を樹て豫め厚生大臣の承認を受くるものとす

2 市町村長乳幼児體力検査を行ひたるときは乳幼児體力検査結果報告(様式第一號)を調製し七月三十日迄に實施したものに付てはその結果を八月三十一日迄に、八月一日より十月三十日迄に實施したものに付てはその結果を十一月三十日迄に之を地方長官に提出するものとす

3 地方長官前項の報告を受けたるときは乳幼児體力検査集計表(様式第二號)を調製し八月三十日迄に報告ありたるものに付ては十月三十一日迄に、十一月三十日迄に報告ありたるものに付ては翌年一月末日迄に之を厚生大臣に提出するものとす

## 第一 保健指導及療養指導並に保護に關する事項

(一) 被管理者及一般幼児の保健指導に關する事項

1、體力検査をして其の效果を一層確實ならしむる爲所定の體力検査以外に於ても屢々保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様乳幼児の保護者を指導獎勵するものとす

るとき之を保護者に交付するものとす

## 一、栄養

榮養不良なる乳幼児に對しては牛乳、乳製品その他必要榮養品の確保を圖り適正なる榮養方法の指導を行ふと共にその保護方途を講ずること、尙ビタミン缺乏症殊に乳兒脚氣に對してはビタミン剤を給與する等其の治療に遺憾なからしむる」と

## 第三 育児思想の普及啓發に關する事項

(一) 乳幼児體力向上の實を學ぐる爲廣く健全なる育児思想の普及啓發に關する講習會、講演會、映

二、努めて體力手帳を活用せしめ種痘、其の他の豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の

検査若は健康診斷又は前項一般保健指導を受けたるときは其の都度體力手帳に記載を受けしめ以て其の體力向上に資せしむるものとす

3、體力検査に於て發見せる榮養狀態要注意の乳幼児、疾病異常を有する乳幼児に付ては保健

所、保健婦、巡回指導婦、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他保健施設と密接なる聯絡を執り特に之が保健指導に遺憾なきを期するものとす

4、體力検査を受くべき乳幼児以外の幼児の體力

向上指導に付ても前各項に準じ屢々保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様保護者に對し指導すると共に醫師、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他各種保健施設の協力聯繫に依る之が體力向上に努むるものとす

5、先天性微毒の疑あるものに付ては血清反應

3 開放性結核患兒は成る可く病院又は結核療養所に隔離收容すること

4、精密切検査はその病狀に應じエックス線透視又は寫眞診斷、略痰検査、血液沈降反應等適宜に行ふこと

5、結核の疑ひある乳幼児又は家族に現に罹患せる者ある場合若は結核に罹りたることある場合はツベルクリン反應を行ふこと

6、精密切検査はその病狀に應じエックス線透視又は寫眞診斷、略痰検査、血液沈降反應等適宜に行ふこと

7、先天性微毒の疑あるものに付ては血清反應を行ふこと

8、治療はサルバルサン、資鉛劑等の注射、其の他局所的治療等適宜に行ふこと

9、乳幼児の保護に關する事項

1、乳幼児に對する保健指導と相俟つて必要榮養品の確保就中乳幼兒必需物資たる牛乳、乳製品、穀粉、砂糖、其の他米穀、パン、鶏卵、菓子、果實、蔬菜、魚類等の必要量の確保及配給の圓滑を期するは現下喫緊の要務なるを以て關係各機關の聯絡提携に依り之が保護育成に遺憾なからしむる様努むるものとす

2、榮養狀態要注意の乳幼児及疾病に罹れる乳幼児の療養並に保護に付ては各種醫療保護施設、社會事業施設其の他關係施設及團體の活用協力を圖る等之が保護措置に遺憾なきを期するものとす

## 二、結核

1 結核の疑ひある乳幼児又は家族に現に罹患

せる者ある場合若は結核に罹りたることある場合はツベルクリン反應を行ふこと

2 精密切検査はその病狀に應じエックス線透視

又は寫眞診斷、略痰検査、血液沈降反應等適

宜に行ふこと

費會及展覽會の開催及印刷物の配付等を以て其の徹底を圖るものとす。

(二) 醫師會各種保健保護施設、團體及委員等の聯絡活動に依る育兒思想の普及啓發に努むるものとす。

(三) 努めて體力手帳及妊娠婦手帳を活用し直接母性に對する育兒思想の普及啓發に努むるものとす。

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

[様式第一號ノ一]

乳幼兒體力検査結果報告（概括）

市町村

施行期間　自　月　日　至　月　日

受檢區別	該當乳受檢乳		受檢率 (百分比)	注意者 （受檢乳幼兒數＝對數）	榮養狀態要 （受檢乳幼兒數＝對數）	疾病異常者 （受檢乳幼兒數＝對數）	計
	實數	率 （受檢乳幼兒數＝對數）					
第二回							
第一回							
計	計 (ハ)(ロ)(イ)	計 (ハ)(ロ)(イ)	計 (ハ)(ロ)(イ)				

[様式第一號ノ二]

乳幼兒體力検査結果報告（乳兒榮養方法）

市町村

施行期間　自　月　日　至　月　日

受檢乳兒 に對する 率 （百分比）	母乳榮養	混合榮養	人工榮養	總 數	受檢乳兒 數

記入注意

一、第一回検査欄には五月一日より七月三十一日迄の間に於て施行したる検査、第二回検査欄には八月一日より十月三十一日迄の間に於て施行したる検査の結果を記入すること。

二、第一回検査に於ける該當乳幼兒數欄の(イ)欄には昭和十六年度出生兒名簿登録數を(ハ)欄には昭和十八年度登録數を(ロ)欄には昭和十七年度出生兒名簿

常置し醫師其の他適當なる者に付之が指導者を委嘱し母子（又は小兒）の保健保護相談に應ずるものとす。

(二) 前項巡回指導婦は産婆中適當なる者、母性補導委員は婦人會幹部等適當なる者に付之を委嘱するものとす。母子健康相談所（又は小兒健康相談所）等を設置すること。

(三) 巡回指導婦、母性補導委員は保健所、國民體力管理醫、醫療機關、婦人團體、各種社會事業施設又は團體等と聯絡を執り母性及乳幼兒の保健指導又は補導に奉仕するものとす。

出生兒名簿登録數（但し八月三十一日迄に報告すべきものに付ては四月一日より七月三十一日迄の間に於て出產したる者の數）を記入し、第二回検査に於ける該當乳幼兒數欄の(イ)、(ロ)及(ハ)欄には第一回の検査に於ける榮養狀態要注意者及疾病異常者數を記入すること。但し第二回検査に於て初めて第一回目の検査を受けたる者あるときは其の數を同欄の(イ)、(ロ)、(ハ)各別の側傍に括弧を付して外書し置くこと。

榮養狀態要注意者及疾病異常者（雙方に該當する者に付ては榮養狀態要注意者欄のみに加算し疾病異常者欄には括弧を付して再掲すること）。

[様式第一號ノ二]

記入注意

一、本調査は第一回検査に於ける乳兒に付調査したるもの、結果を集計すること。

二、母乳榮養欄には母乳又は貰ひ乳によるものを記入すること。

三、混合榮養欄には母乳と牛乳、乳製品（全粉乳、調製粉乳、煉乳）山羊乳、重湯、穀粉其の他のものを併用するものを記入すること。

四、人工榮養欄には牛乳、乳製品（全粉乳、調製粉乳、煉乳）重湯、穀粉其の他のものに依るものと記入すること。

## 〔様式第二號ノ一〕

乳幼兒體力検査集計表（概括）

施行期間  
自月日  
至月日

縣府道

郡部計		市部計		市部及 郡部別	
計	第二回	計	第二回	第一回	受 檢 區 別
(ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ)	(ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ)				幼兒數
					兒乳受檢數
					(比百率受檢分)
					實數
					要榮養狀者
					率ルニ幼兒受檢百分比
					實數
					疾病異常者
					率ルニ幼兒受檢百分比
					實數
					率ルニ幼兒受檢百分比

## 〔様式第二號ノ二〕

乳幼兒體力検査集計表（乳兒榮養方法）

施行期間  
自月日  
至月日

縣府道

合計		第一回		第二回		記入注意	
計		(ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ) (ハ)(ロ)(イ)				一、様式第一號の一の記入注意一、二、三に依ること。	
合計	郡部計	市部計	郡部別及 市部	母乳榮養	混合榮養	人工榮養	總數

記入注意		第一回		第二回		第三回	
合計	郡部計	市部計	郡部別及 市部	母乳榮養	混合榮養	人工榮養	總數
兒數受 する總數 百分率 に乳幼兒	兒數受 する總數 百分率 に乳幼兒	兒數受 する總數 百分率 に乳幼兒	兒數受 する總數 百分率 に乳幼兒				
受 檢 乳 幼 兒	受 檢 乳 幼 兒	受 檢 乳 幼 兒	受 檢 乳 幼 兒				
母乳 對 幼 兒	母乳 對 幼 兒	母乳 對 幼 兒	母乳 對 幼 兒				

一、検査並に指導に關し留意すべき事項

二、検査場に關し留意すべき事項

三、保護者に關し留意すべき事項

四、其の他

一、様式第一號の二の記入注意一、二、三に依ること。

参考 本邦健康乳幼兒營養例

第三章 榮養方法の検査及榮養方法の指導

一、榮養状態の検査

(判定方法—記載様式—指導上の注意)

一、體重(用具—計測方法—記載様式)

二、身長(用具—計測方法—記載様式)

(厚生省人口局)

## 〔別添〕

乳幼兒體力検査方法

乳幼兒體力検査票記載方法

## 第二章 身體計測

一、體重(用具—計測方法—記載様式)

二、身長(用具—計測方法—記載様式)

(榮養方法の聽取—榮養方法の指導—榮養

## 第一章 一般的事項

## 目次

## 方法の指導の記載)

## 第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

## 一、検査項目

## 二、疾病異常の記載

## 三、疾病異常に對する指導

## 第五章 豫防接種其の他體力に關する参考事項

## 一、記載すべき場合

## 二、記載様式

## 第六章 體力手帳記載に關する其の他の注意

## 第一章 一般的事項

## 一、検査竈に指導に關し留意すべき事項

## (一) 乳幼兒體力検査に當りては疾病の豫防及疾病異常の早期發見と其の療養指導特に栄養の指導に

重點を置くこととする。

## (二) 栄養不良兒又は疾病異常を有する乳幼兒に付

ては其の原因、経過等に留意して適應せる指導を爲し次回の検査に當りては特に注意することが肝要である。

## (三) 早產兒、双生兒等は特に保健指導に留意せねばならぬ。

## (四) 春季及夏季に於ては下痢及腸炎、秋季及冬季に於ては肺炎の豫防に關する注意を爲すことが特に必要である。

## (五) 小兒傳染病の豫防に關し適切なる指導を行ふ。

## (六) 其の他育兒に關する適切なる指導を行ふ。

## (七) 指導は總て懇切平明を旨とし適宜口頭に依り之れをなし重要な事項は乳幼兒體力検査票及體力手帳に記入する。

(八) 醫療救護を必要と認めたる場合に於ては速帶なく其の機關と連絡をとり適當の措置を講ずることとする。

(三) 麻疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘その他の傳染の惧れある疾病を有する乳幼兒は治療したる後に於て検査を受けしむることとする。

## 第二章 身體計測

乳幼兒の發育、榮養狀態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。従つて乳幼兒の體力検査には必ず體重を計測することとし他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。従つて乳幼兒の體力検査には必ず體重を計測することとし他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

二、計測方法

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に就て目盛の零位を厳密に規定し使用後も一概零位に變化なきやを確める。

(一) 用具、乳幼兒體重計

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の場合は衣服、襁褓等の重量を差引く。又

乳兒籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(二) 記載様式

単位はキログラムとして四捨五入法を用ひ単位の下二位に占める。

(三) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(四) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(五) 身長

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(六) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(七) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(八) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(九) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十一) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十二) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十三) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十四) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十五) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十六) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十七) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十八) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(十九) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十一) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十二) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十三) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十四) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十五) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十六) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十七) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十八) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(二十九) 計測方法

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

(三十) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、

### 三、胸 困

- (一) 用具 卷尺  
(二) 計測方法

三年未滿の乳幼児は仰臥位にて測定し呼氣の終りに於ける目盛を讀む。

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、参考の爲本邦健康乳幼児發育例を掲載する。

本邦健康乳幼児發育例

年齢	體重 kg		身長 (cm)		頭圍 (cm)		胸圍 (cm)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新生兒								
半月	三・〇六	三・〇六	四・〇〇	三・九五	四・九四	四・九四	四・三・五	四・三・五
一月	三・三一	三・三一	四・〇三	三・九五	四・九七	四・九七	四・三・九	四・三・九
牛月	三・六一	三・六一	四・〇九	四・〇九	四・九八	四・九八	四・四・一	四・四・一
二月	三・七一	三・七一	四・一五	四・一五	五・〇一	五・〇一	四・五・五	四・五・五
三月	三・八〇	三・八〇	四・一九	四・一九	五・〇三	五・〇三	四・六・七	四・六・七
四月	三・九〇	三・九〇	四・二五	四・二五	五・〇五	五・〇五	四・七・九	四・七・九
五月	三・九七	三・九七	四・三一	四・三一	五・〇八	五・〇八	四・八・一	四・八・一
六月	四・〇六	四・〇六	四・三五	四・三五	五・一一	五・一一	四・九・三	四・九・三
七月	四・一七	四・一七	四・四〇	四・四〇	五・一四	五・一四	五・〇・五	五・〇・五
八月	四・二七	四・二七	四・四九	四・四九	五・一七	五・一七	五・一・七	五・一・七
九月	四・三六	四・三六	四・五八	四・五八	五・二一	五・二一	五・二・九	五・二・九
十月	四・四五	四・四五	四・七七	四・七七	五・二四	五・二四	五・三・一	五・三・一
十一月	四・五四	四・五四	四・九六	四・九六	五・二七	五・二七	五・三・九	五・三・九
十二月	四・六三	四・六三	五・一二	五・一二	五・三〇	五・三〇	五・四・七	五・四・七
年	九・〇五	九・〇五	九・一〇	九・一〇	九・一九	九・一九	九・二・五	九・二・五

年齢	兒		幼		兒		幼	
	一年半	二年半	二年	三年半	一年半	二年半	二年	三年半
六月	九・一七	九・一七	九・一九	九・一九	九・一九	九・一九	九・一九	九・一九
七月	九・一九	九・一九	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一	九・二一
八月	九・二一	九・二一	九・二三	九・二三	九・二三	九・二三	九・二三	九・二三
九月	九・二三	九・二三	九・二五	九・二五	九・二五	九・二五	九・二五	九・二五
十月	九・二五	九・二五	九・二七	九・二七	九・二七	九・二七	九・二七	九・二七
十一月	九・二七	九・二七	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九	九・二九
十二月	九・二九	九・二九	九・三一	九・三一	九・三一	九・三一	九・三一	九・三一
年	九・三一	九・三一	九・三三	九・三三	九・三三	九・三三	九・三三	九・三三

### 第三章 榻養状態の検査及栄養方法の指導

體重が約20%以上減少してゐても視診、觸診等による栄養状態が良好であれば可とする。又體重は充分あつても視診、觸診等による栄養状態に異常があれば要注意とする。

#### (二) 栄養方法の指導

##### (イ) 母乳栄養(人乳栄養)

育児には先づ母乳による哺育を強調すべきである。此の爲には母親をして先づ充分なる母乳分泌を爲すやうに努力させなければならぬ。又軽い程度の病氣や簡単なる母乳検査の成績を以て輕率に母乳栄養を廢すべきでない。

母乳の不足せる場合には健康なる人から貰ひ乳をするやうに勧める。

母乳が不足して貰ひ乳もない場合には混合栄養

栄養状態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて綜合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、濕潤、彈性、緊繃等の如何を檢し尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育狀態、淋巴腺、毛髮、齒牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊繃退行、皮下脂肪發達不充分等の徵候があり且體重が本邦健康乳幼児發育例より約20%以上少い場合には

之を要注意として然らざるものと可とする。但し

#### (一) 栄養方法の指導

##### (ロ) 混合栄養

母乳が不足して貰ひ乳もない場合には混合栄

養を行はしめる。

(ハ) 人工栄養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工栄養を行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで長期に亘り使用者のこととは良くない。

尙乳児の發育、健康状態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

穀粉、澱粉、重湯等は添加物として使用することは良いがこれのみを以て乳児を育てることは不適當である。大豆乳の如きも亦同様である。

(ニ) 離乳期食餌

普通六、七ヶ月頃より離乳を開始するやう指導する。離乳期食餌は乳児の發育するに従つて流動物、半流動物、消化し易き形になしたる固体物等を順次に與へ、満一年の頃には大體一日粥食二、三回、乳二、三回を與へるやうにして手加減を爲さねばならぬが、離乳開始を秋まで延ばす必要はない。

(ホ) 幼児の食餌

食餌は質に留意し、量を充分ならしめるやうに注意する。

(ミ) 栄養方法の指導の記載

栄養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

尙人工栄養の乳児にして牛乳又は乳製品を必要とする場合には體力手帳に代用し得るを以て月齢による最高數量までの範圍内に於て實際に必要とする數量を記入する。都市等容易に牛乳を入手し得る所に於てはなるべく牛乳を使用するやう指導する。混合栄養児の場合には母乳不足による實際の必要量だけを記入する。乳幼児月年齢により牛乳及乳製品の最高數量は次の通りである。

(一) 牛乳一日最高所要量

第一 母乳不足又は母乳を使用し得ざる満一歳以下の乳児

年月齢	最高所要量
満一ヶ月以内	二合
満二ヶ月以内	三合
満四ヶ月以内	三合五勺
満八ヶ月以内	五合
満九ヶ月以内	三合五勺
満一年以内	三合
満一年半以内	二合
満二年以内	一合

一、検査項目

疾病異常は早期に之を發見し、治療處置に對して適切なる指導を與へることが肝要である。乳幼児に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

(イ) 栄養障碍、(ロ) ビタミン缺乏症、(ハ) 結核性疾患、(ニ) 微毒、(ホ) 神經系疾患、(チ) 形態異常、(ト) 歯疾、(チ) トロボーム

栄養障碍は栄養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、穀粉栄養障碍等に注意し、調乳その他食餌の質及量の不適當、各種ビタミンの不足その他養護の不適當等の原因を明かにし之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付ては A 缺乏症（結膜乾燥症及角膜軟化症）、B 缺乏症（脚氣及ペラグリ）、C 缺乏症（メレルバロー氏病）、D 缺乏症（佝僂病）等の外潜在性のビタミン缺乏状態に注意し、ビタミンの補給方

四ヶ月未滿

五月未滿

毎月七、五

六ヶ月未滿

八ヶ月未滿

八

一年未滿

每月五

法其の他養護に關する指導を爲さねばならぬ。

「結核性疾患及黴毒は精密検査を行つて判定する」とが必要であり、其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神經系疾患は脳膜炎、脳炎、小兒麻痺、精神薄弱等に注意する。

形態異常に付ては將來顯著なる機能障碍を残すと認めらるゝものを發見し適切なる處置を圖るべきで

特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

歯疾は齲齒の有無、處置、未處置を検査し歯牙衛生に關し指導をする。

二、疫病異常の記載

疾病異常のある場合は「疾病異常」欄に其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、黴毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症狀のみを記載する。

齲齒は處置歯、未處置歯に分け其の數を記入する。

### 三、疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切叮嚀する。

且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を「指導欄」に記入する。

## 第五章 豫防接種其の他體力に關する参考事項

### 一、記載すべき場合

豫防接種其の他體力に關する参考事項は體力手帳に記載の中出ありたる場合に概ね左の種類のものに

付記載する。

(一) 種痘、(二) デアテリヤ、猩紅熱、腸チフス、パラチフス、百日咳、B·C·G 等の豫防接種、(三) ベルクリン反應(皮内反應、ピルケー氏反應、貼布反應)、(四) 血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な

反應検査(五) 其の他體力に關し特に参考となるべき事項

### 二、記載様式

「乳幼兒期ニ於ケル豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。

豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清注射の別等を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ピルケー氏反應、貼布反應の別並に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。(幼兒期ニ於てツベルクリン皮内反應を施行したる場合には幼兒期第五頁ツ

ベルクリン皮内反應欄に其の成績を記入する)黴毒

に關する血清反應の場合に於てはワッセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入する

が、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲、十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

## 第六章 體力手帳記載に關する

### その他の注意

一、體力手帳の記載には假名は片假名、數字は原則として算用數字を用ひる。各欄中の記事は二行に記載するも差支へなきを以て成る可く一欄を以て済ませるやうにする。

二、各種の検査の結果に付き記載すべき箇所は「検査種別」欄より「責任者印」欄迄、乳兒期は二頁、幼兒期は三頁に跨るを以て次回以後の記載に當りては各頁の欄外番號を照合し同一検査に於ては各員同一番號欄を使用する様注意する。

三、訂正是原記載を読み得べき様線を以て抹消し抹消個所に責任者印を押捺する。

四、體力に關する検査の結果は總て體力検査の記載に準じ夫々該當欄に記載する。

五、醫師診療に際し記載する場合は主として「検査種別」「年齢」「検査診斷年月日」欄の「疾療異常」「指導に關する記事」欄等を使用する。

六、乳兒期(生後一年未滿)は(乳)の頁に、幼兒期(國民學校就學前迄)は(幼)の頁に各關係事項を記載する。記入欄に不足を生じたる場合は次期の欄を使用する。

七、年齢は検査時を基準として之を記載する。年齢の計算に當りては乳兒期に在りては月齢を以てし出生の日より起算し應當日「の前日を以て満とし検査日」迄の満月數を記載し一月未滿は切捨てる。

幼兒期以後に在りては出生の日より起算し應當日の前日を以て満とし検査の日までの満年月數を記載する。但し月數の記載は之を省略するも差支なし。

(例一) 乳兒にして四月二十日出生したる者五月、十日検査を受けたる場合は「〇月」六月十八日に

検査を受けたる場合は「一月」六月十九日検査を受けたる場合は「二月」と記載する。

(例二) 昭和十六年十月十日出生したる者昭和八年六月二十日検査を受けたる場合は「一年八

月」同年十一月九日検査を受けたる場合は「一年  
一月」と記載する。

八、疾病其の他の事由により検査の一部を省略したる  
場合は該欄に「省略」「不適」と記載し且省略の場合  
は簡単に其の事由を附記する。

(例) 「省略」(疾病)「不適」

九、本人の氏名にして難讀の場合には表紙の氏名に振  
假名を付ける。

一〇、「保護者」中「氏名」「本人トノ綴柄」「職業」の各欄  
の記載に當りては異動の場合の訂正に且つ成る可く  
餘白を残すやうにする。

一一、「本人」中「現住所」欄には體力検査當時の現住所  
を記載し次の體力検査の際に異動ありたる場合は抹  
消せず順次追記する。

一二、「検査種別」欄には左の例に依り記載する。

(例)(一) 體力検査の場合は「體力」

(二) それ以外の場合は「醫診」  
乳幼兒體力向上指導に関する件

(昭和十八年四月二十一日  
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が  
實施及別途配付豫算の經理等に當りては特に左記各項  
御留意の上萬遺憾なきを期せられ度

記

第一 乳幼兒體力検査實施計畫に關する事項

一、乳幼兒體力向上指導要綱(以下要綱と稱す)

施行規則第十一條の規定に依り四月三十日迄に提  
出する」と。

二、前項實施計畫樹立に當りては關係方面保健所、

道府縣小兒保健報國會、醫師會、產婆會、保健婦

會、各種醫療施設社會事業施設、婦人團體等と豫

め充分聯絡を遂げ之が實施をして有機的且綜合的

ならしむる様留意すること尙其の地方の實情に即

應する様注意すること。

### 第二 乳幼兒體力検査實施上に關する事項

一、要綱第一の(三)三の國民體力管理醫の委嘱又は  
任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること。

1 任期二年を適當と認むる者

「乳幼兒體力検査施行に關し國民體力管理醫  
を委嘱す(命す)」

2 任期一年を適當と認むる者

「昭和 年度乳幼兒體力検査施行に付國民體  
力管理醫を委嘱す(命す)」

二、無隣村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國  
民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずる  
こと。

三、検査場は地方の實情に即し國民學校通學區域其  
の他適當地域等を單位としたる一齊検査場(國民  
學校又は適當集會所)又は國民體力管理醫の診療  
所とすること尙成るべく保健所、健康相談、大  
學、專門學校、公立病院等の施設をも利用する様  
考慮すること。

四、検査は地方の實情に即し一定の期日に於ける一  
齊検査と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時檢  
査とを併用すること。

一、國費豫算の配賦及經理に關する事項

1 保健婦、巡回指導婦、母性指導委員等の配賦

こと但し四半期に分割配賦の見込なること。

人口對策諸費 (款)

乳幼兒體力向上指導費 (項)

費 (目)

內 國 旅 費 (ク)

雜 紿 及 雜 費 (ク)

乳幼兒診療指導費 (ク)

乳幼兒療養指導費 (ク)

圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓 圓

## (第 號) 乳幼兒體力検査票

(昭和十八年度)

彙

報

検査場

検査月日

乳幼兒氏名		男 女	昭和年月日生 在胎月數ヶ月	
保護者氏名		續柄 職業		
現住所				
第 回 検 査 ( 満 年 月)	體重(磅)	身長(厘米)	胸闊(厘米)	乳児期榮養法 母乳 貰ひ乳 牛乳 粉乳 練乳 山羊乳 穀粉 其の他
	榮養狀態 可 要注意	疾病異常 無 有( )		精密検査 ツベルクリン反應 血清反應
	指導事項			國民體力印

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。  
 (2) 身長胸闊は計測したる場合に記入すること。  
 (3) 乳児期榮養法は一年未満の乳児に付記入することとし満七ヶ月迄の榮養法に付當該事項に○印を付すること  
 (4) 精密検査の欄はツベルクリン反應、血清反應、其の他の検査を行ひたる場合に記入することとし検査の種類と結果とを記入すること。
- (例) ツベルクリン反應 皮内反應 陽性  
 血清反應 ワ氏反應 陰性

## (第 號) 乳幼兒體力検査票

(昭和十八年度)

第一回 検査 月 日

検査場

第二回 検査 月 日

乳幼兒氏名	男	昭和年月日生 在胎月數ヶ月		
	女			
保護者氏名	續柄			
	職業			
現住所				
第一回 検査(満 年月)	體重(磅)	身長(厘米)	胸圍(厘米)	乳兒期栄養法 母乳 買ひ乳 牛乳 粉乳 煉乳 山羊乳 穀粉 其の他
	栄養状態 可	疾病異常 無		精密検査 ツベルクリン反応
	要注意	有( )		血清反応
指導事項				國民體力印
第二回 検査(満 年月)	體重(磅)	身長(厘米)	胸圍(厘米)	乳兒期栄養法 母乳 買ひ乳 牛乳 粉乳 煉乳 山羊乳 穀粉 其の他
	栄養状態 可	疾病異常 無		精密検査 ツベルクリン反応
	要注意	有( )		血清反応
指導事項				國民體力印

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。  
 (2) 身長、胸圍は計測したる場合に記入すること。  
 (3) 乳兒期栄養法は一年未満の乳兒に付記入することとし満七ヶ月迄の栄養法に付當該事項に○印を付すること。  
 (4) 精密検査の欄はツベルクリン反応、血清反応、其の他の検査を行ひたる場合に記入することとし、検査の種類と結果とを記入すること。  
 (例) ツベルクリン反応 皮内反応 陽性  
 血清反応 ワ氏反応 陰性

## に要する経費

- 2 検査の器具、資材其の他會場設備費、雑費等  
に要する経費

- 3 葉養補給及療養指導に要する経費

- 4 其の他検査實施上及保健指導並に保護に要する経費

### 第四 體力手帳、乳幼児體力検査票等に關する事項

一、新に交付を要する者に對する體力手帳は當省より不日送付するも多少遅延の見込なるを以て豫め含み置かるゝこと。

二、乳幼児體力検査票は地方の實情に依り別紙様式の(一)(一人一回検査に付一枚使用)又は(二)(二人二回検査迄一枚通用)の何れに依るも可なる。

### 目 次

(昭和十八年)

## 厚生省人口局編の優良多子家庭表彰に關する質疑應答

- 一二、子女何れも心身共に健全なるとの健全の意義及程度如何

- 一三、天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

- 一四、天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

- 一五、戦役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と言ふは如何なる場合なりや

- 一六、父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

- 一七、父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

- 一八、子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

- 一九、該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

- 二〇、六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

- 二一、次年度以降は如何にされる考へなりや

### 問 優良多子家庭表彰の目的如何

答 堅實なる家庭を營み多數の子女を健全に育成することは國の基礎を鞏固にし國本の培養に寄與する

以所でありますから是等の家庭を表彰して兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保並に國運の

隆昌に資せんとするのであります

- 1 準則第一條中の被管理者年齢  
2 同第二條中の検査時期及回數  
3 同第九條中の乳幼児體力検査票様式  
4 同第十條中の體力検査結果報告期限

一一、死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は

問 本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育

二

- 5 同附則第二項